

社会保障・税番号(マイナンバー)制度等への対応について

1 社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

(1) 根拠法令

法律名: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等

公布日: 平成 25 年 5 月 31 日

施行日: 平成 27 年 10 月 5 日 個人番号の付番開始 順次、通知カードの配布

平成 28 年 1 月 1 日 個人番号の利用開始 個人番号カードの交付開始

平成 29 年 1 月(予定) 国の機関間の情報連携開始

平成 29 年 7 月(予定) 地方公共団体の情報連携開始

(2) 県の取組について

ア 県としての対応

- ① 庁内関係所属による連絡会議において情報共有・取組進捗状況を把握
- ② 個人番号を用いた事務への移行準備(事務処理の見直し、条例・規則等点検等)
- ③ 既存業務システムの改修および基盤システムの整備(H26～27 年度 10 システム)
- ④ 特定個人情報保護評価の実施(対象…15 事務、うち評価済…8 事務)
- ⑤ 関連条例の整備
 - ・個人情報保護条例、住民基本台帳法施行条例等の一部改正(6 月定例会議)
 - ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例廃止(9 月定例会議提案)
- ⑥ 県民等への啓発・周知(チラシ等配付、県民・民間事業者等向けセミナー開催)

イ 市町との連携

県・市町相互における情報共有・情報交換の場の開催(H25～27 年度 5 回)

(3) マイナンバー制度におけるセキュリティ対策について

個人情報の漏洩、個人番号の不正利用、国家による個人情報の一元管理等、番号制度に対する国民の懸念を受けて、制度・システムの両面における個人情報の保護措置

ア 制度面における保護措置・・・①番号法による利用・情報連携対象事務の限定 ②国の特定個人情報保護委員会による監視・監督 ③特定個人情報保護評価(番号利用事務の事前評価) ④罰則の強化 ⑤マイナポータルによる情報提供等記録の確認

イ システム面における保護措置・・・①個人情報の分散管理 ②個人番号を直接用いない符号による情報連携 ③個人情報にアクセスできる人の制限・管理 ④通信の暗号化 等

2 本県における情報セキュリティ対策の取組について

(1) これまでの本県の情報セキュリティ対策の状況

国が策定したガイドラインを踏まえ、「滋賀県情報処理規程」を改定するとともに、「情報セキュリティ対策基準」「緊急時対応計画」を策定し、これまで次の対策を実施してきたところ。

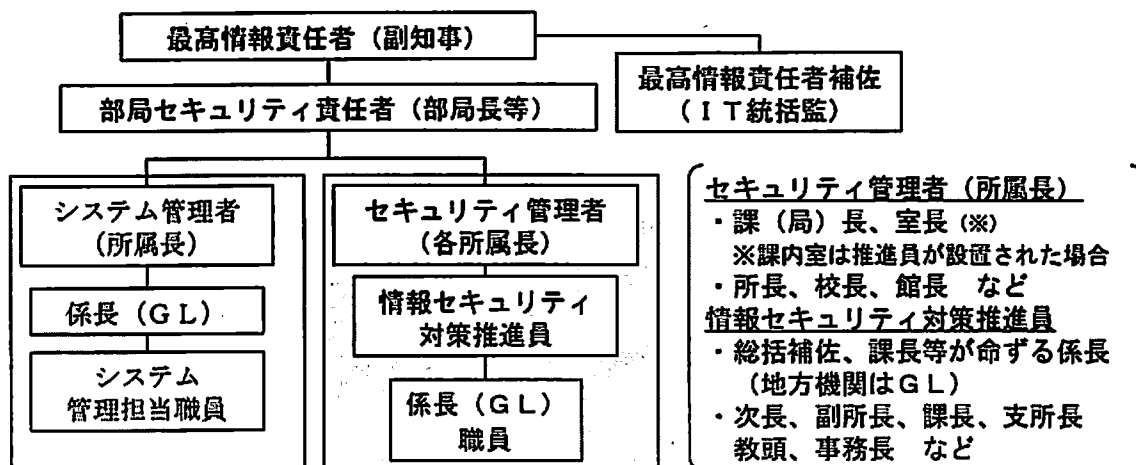
ア 技術的対策

- ①「入口対策」 インターネットからの不正な通信を遮断・検知
- ②「内部対策」 各端末へのウイルス対策ソフトを搭載、各種ソフトの修正プログラムを適用等
- ③「出口対策」 情報を外部へ流出させようとする不正な通信を遮断・検知

イ 人的対策

- ①「研修・啓発」 全職員対象のeラーニング、各所属管理者向けセミナーなど
- ②「自己点検」 各職員のセルフチェックおよび所属長の定期点検による課題の発見・解消
- ③「内部監査」 情報政策課（IT企画室）が各所属のセキュリティ対策状況を監査し、問題点の発見と改善を促すとともに、監査結果を全庁セキュリティ対策の見直し・向上に反映

ウ 庁内体制



(2) 今年度の新たな対策

国・地方自治体等に対してサイバー攻撃が急増していることや、日本年金機構の事件を受けた国からの緊急強化対策の助言やガイドライン改正案を踏まえ、新たに次の対策を実施するとともに、今後も国の動向やセキュリティ対策に関する技術動向等に応じて必要な対策を講じていく。

ア ウイルス感染時におけるインターネットからの全遮断

有事の際に迅速な判断・対応を可能とするため、遮断方法や意思決定手順の明確化、庁内各システムへの影響度の事前評価を行った。今後、操作手順習熟のための訓練を実施する予定。

イ 標的型攻撃メールを想定した訓練の実施

本年7月30日から8月4日の間、職員ユーザ約4,300人から無作為に抽出した370人と所属ユーザのうち303所属に対し、疑似的な標的型メールを送信する訓練を行った（添付ファイルの開封率4.3%）。

実施後のアンケートでは、訓練の有効性を多くの職員が認め、継続的な実施を求める声も多く、標的型攻撃メールに対する注意力の向上が図れた。今後も継続して実施していく。

ウ 端末セキュリティ管理の対策強化（9月補正予算要求）

端末の脆弱性対策およびウイルス検出時の原因究明等の措置を、専門事業者の支援を受けてより迅速・確実に実施し、感染防止策の強化と万一の感染時の被害最小化を図りたい。

エ 情報セキュリティ対策基準等の見直し

国が示す特定個人情報に関する安全管理措置やガイドライン等を踏まえ、従来の情報セキュリティ対策に関するルールと体制を再点検し、さらに迅速・確実に対応できる体制の整備を行う。

(3) 参考（今年1月～6月のサイバー攻撃等の状況）

我が国では、特に標的型攻撃メール等のサイバー攻撃による個人情報流出の被害が急増している。警察庁発表（9/17）では、前年同期の約7倍（1,472件）となっている。（1万件以上流出または可能性のあるものでは、日本年金機構、東京商工会議所、東京大学、タミヤ、千趣会など）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の概要

総合政策部情報政策課

マイナンバー制度とは、

- 複数の機関で保有する個人情報が同一人の情報であることを確認するための仕組みであり、
- この仕組みを用いて、他の機関が保有する個人情報の提供を受け、住民一人一人に関わる情報を正確に把握することにより、
- 社会保障・税制度の効率性・透明性を向上し、住民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）となるもの

付番

住民一人一人に、重複することのない12ケタの番号を個人番号（マイナンバー）として付番

- ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号を生成し、市町村が個人番号を住民に通知（H27.10.5～）

情報連携

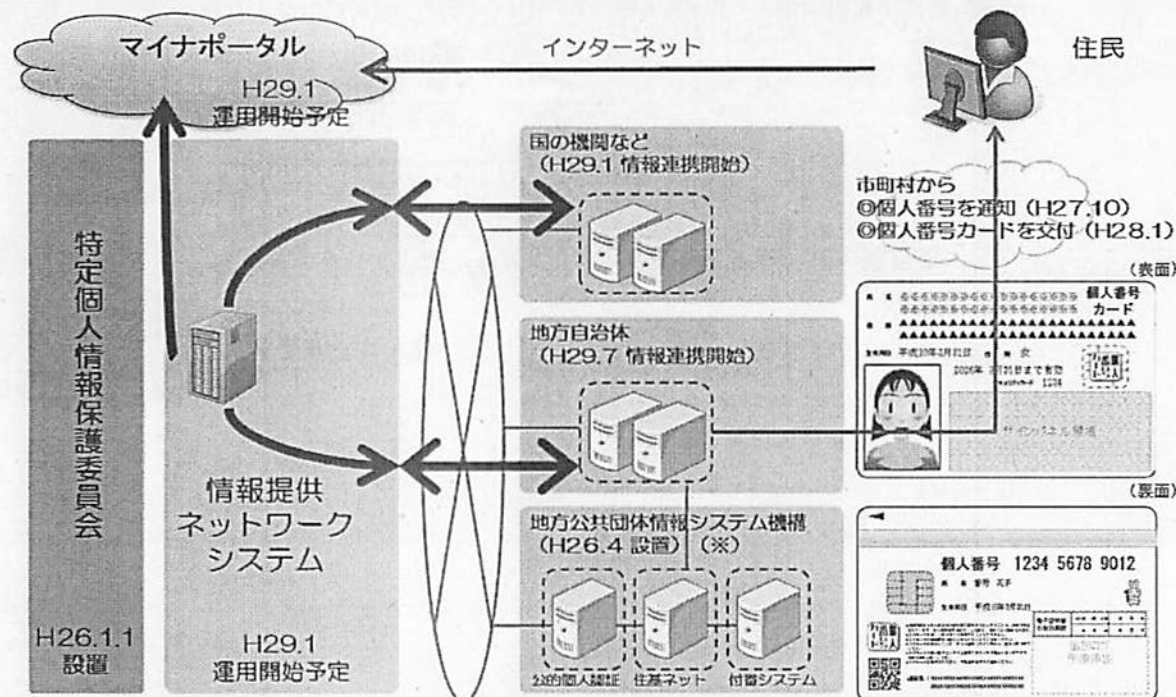
複数の機関が保有する同一人の個人情報について、個人番号を利用して紐付けし、相互に活用する仕組み

- ・国が設置する「情報提供ネットワークシステム」に国・各地方公共団体等の各種システムを接続し、システム上で個人情報をやりとり
- ・情報連携をすることができる場合を法律により明確に規定（法律の定めに基づき事務についても、条例を制定し、特定個人情報保護委員会への届出で可となる予定）

本人確認

住民が本人であることや個人番号の真正性を個人番号カード等により証明するための仕組み

- ・個人番号カードの交付（市町村事務）（H28.1.1～）
- ・地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証（インターネットによる申請等で個人を特定し証明する仕組み）を搭載したICチップを個人番号カードに装備



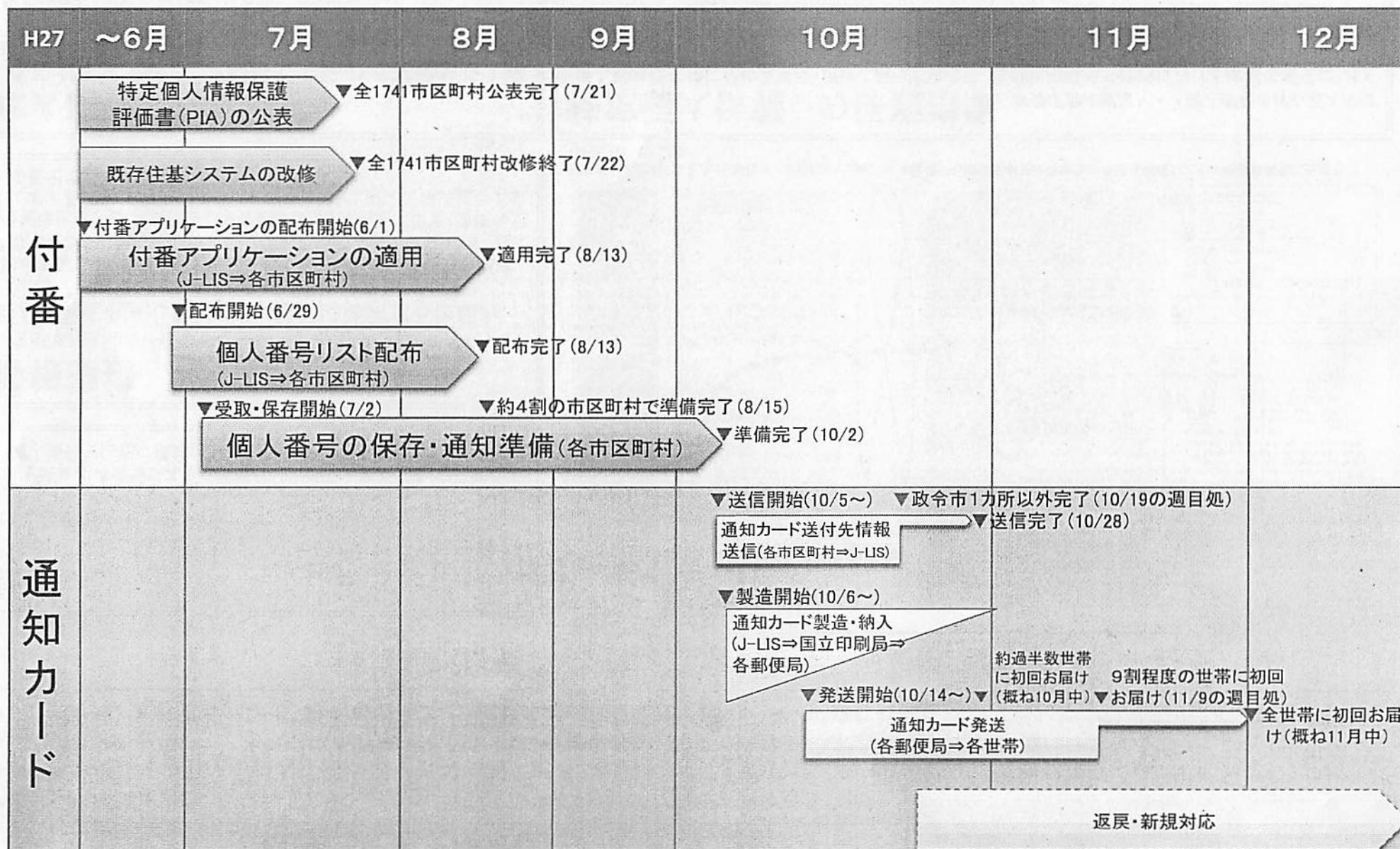
※公的個人認証・住基ネット事務は、法律により、地方公共団体からの委任事務から地方公共団体情報システム機構の事務に位置付け（住基：H27.10、公的：H28.1）

特定個人情報（※）の保護措置

※特定個人情報・・・個人番号を含む個人情報

- ・個人番号は法律に定める事務・用途に限って利用可（独自利用事務や庁内における情報の授受についても条例に規定すれば可）
- ・特定個人情報の漏えい・目的外利用を防ぐため、特定個人情報の取扱いについて一般の個人情報に対する保護よりも厳格な保護措置（地方公共団体では法令の他に条例においても規定）・罰則を規定
- ・国の特定個人情報保護委員会が特定個人情報の取扱いを監視
- ・特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務について、事前の特定個人情報保護評価を実施
- ・情報提供等記録開示システム（マイナポータル）により、住民は自分の特定個人情報がどのように取り扱われているかについて確認することが可能

年内における付番及び通知カードに関するスケジュール



通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女

発行日 平成27年10月X日

□□市長 A123456789

「切り取り線は丁寧に切り離してください。」

個人番号カード交付申請書
※ 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子

氏名

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人生活の区分*

在留期間満了日* 在留期間満了日*

右欄の点字表記を希望する
※最大11文字まで(漢字等は1文字)

パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

【おもて面】

● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター Tel XXX-XXX-XXX

● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返却しなければなりません。

マイナンバー

「切り取り線は丁寧に切り離してください。」

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

☐ 利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人 氏名 (自署)	印	本人 との 関係
代理人 住所		(電話番号:)

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

● 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

【うら面】

大切に保管してください

平成 27 年 10 月

マイナンバー (個人番号) のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内

お届けします、マイナンバー (個人番号)

- あなたの「マイナンバー」と「通知カード」です...1
- 大切にしていね「マイナンバー」と「通知カード」...1
- よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」...2

利便性
効率性
公平・公正
のための番号です



大切にしていね

申請していね、個人番号カード

- あなたの「個人番号カード」が申請できます...3
- 「メリット」いっぱい「個人番号カード」...3
- とっても便利「コンビニ交付サービス」...4
- 広がる使いみち「電子証明書」...4
- 「セキュリティ」もしっかり「個人番号カード」...4
- さあ、申請しましょう...5
- いよいよ、受け取りに行きましょう...7

とても
便利

交付手数料は
無料



ぜひ 申し込んでね

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) とは、都道府県・市区町村が
共同して運営する組織です。

本件は、J-LIS が全国の市区町村長から委任を受けて実施しています。

お届けします、マイナンバー(個人番号)

あなたの「マイナンバー」と「通知カード」です この部分です



おもて

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 花子

住所 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地△△号

平成元年3月31日生 性別 女

発行日 平成27年10月30日

マイナンバー A123456789

うら

※ 法律で定められた範囲外の個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした場合は、法律により罰せられます。

※ この通知カードを所持された方は、お手持ちですが、下記通知先までご連絡ください。

(※ 通知先) 個人番号カードコールセンター ☎0570-795557

※ この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、必ずお持ちください。

マイナンバー

注意!

カードサイズにマイクロシシ加工をほどこしてありますが、大切なマイナンバーが記載されていますので切れにくくなっています。カードサイズで使用する際は数回折り返して、ていねいに切り離してください。

① あなたのマイナンバー(個人番号)です。

・マイナンバーの提示

平成28年1月以降、職場や、行政手続などの際に、マイナンバーの提示を求められることになります。

・「マイナンバー制度」とは

右のページをごらんください。

② 左のカードは、あなたにマイナンバーを通知するための「通知カード」です。

・「マイナンバーを証明する書類」として利用することができます。

・ご注意

「本人確認の際の身分証明書」として利用することはできません。

「写真」が表示され、一枚で、「マイナンバーを証明する書類」兼「本人確認の身分証明書」として利用できる「個人番号カード」の取得を、おすすめします。

③ もし、記載されている氏名、住所等に誤りや引越などによる変更がある場合には

お住まいの市区町村にご連絡ください。

(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載しています。)

大切にしてください「マイナンバー」と「通知カード」

- ① 提供を求めることができる者(国の行政機関や地方公共団体、勤務先など)以外は、マイナンバーの提供を求めてはならないとされています。
- ② マイナンバーを、みだりに他人に知らせないようにしましょう。
- ③ マイナンバーが記載されている通知カードは、大切に保管してください。

※ Facebook、LINE、TwitterなどのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)への掲載も、してはいけません。

よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等における情報連携が可能になる予定であり、さまざまなメリットをもたらします。

国民の利便性の向上

社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります。



行政の効率化

行政手続が、早く正確になります。



災害時の行政支援に、マイナンバーを活用します。



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を、実現します。



年金などの社会保障を、確実に給付します。



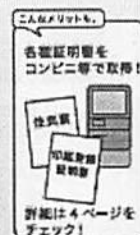
この2つで、さらに便利に！

個人番号カード

市区町村に申請すると交付が受けられる、紙と写真付きのカードです。



詳細は3ページをチェック！



マイナポータル

自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。

※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定。

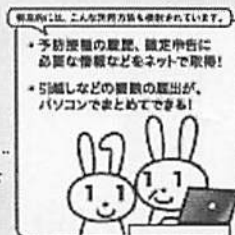
取得可能な情報(予定)

- ・年金など、各種社会保障料の支払い状況
- ・行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴



※マイナポータルは、こんな活用方法も想定されています。

- ・年金など、各種社会保障料の支払い状況
- ・行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴



制度実施の流れ

平成28年1月～

○社会保障・税・災害対策の手続で、マイナンバーの利用が開始
○申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

(参考) 法人には、平成27年10月から法人番号が通知されます。

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式 Twitter



お問合せ

コールセンター(全国共通ナビダイヤル) マイナンバー

☎ 0570-20-0178

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

内閣府社会保障改革
担当室(番号制度)

マイナンバー ツイッター

検索

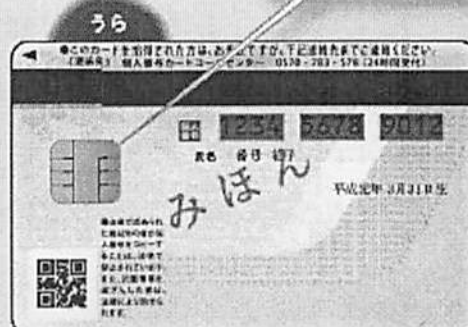
- ※ 平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を22時まで延長します。また、年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設します。
- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。
- ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
- ※ 外国語対応は0570-20-0291におかけください。(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応)

申請してね、個人番号カード

交付手数料は
無料です※

あなたの「個人番号カード」が申請できます

ICチップが搭載され、
電子証明書とアプリ
を格納できます。



・ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できます。

・ うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。

※ 初回の交付手数料は無料ですが、紛失その他に伴う再交付手数料は有料です。

「メリット」いっぱい「個人番号カード」

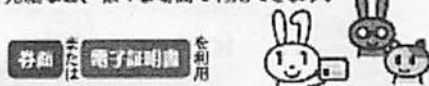
マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。



本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。



様々なサービスがこれ一枚で※

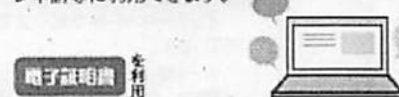
市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードが個人番号カードと一体化できます。

健康保険証としての利用も可能とする予定です。



各種行政手続のオンライン申請等に

平成 29 年 1 月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。



各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。



コンビニなどで各種証明書の取得に※

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。



※ お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。

詳細は公式サイト 個人番号カード メリット 検索 でごらんいただくか、市区町村にお問い合わせください。

● とっても便利「コンビニ交付サービス」

取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書*
- ・ 各種税証明書*
- ・ 戸籍証明書*
- ・ 戸籍の附票の写し*

* コンビニ交付導入市区町村の中でも対応していない市区町村もあります。



※12/29～1/3を除く。

いつでも 早朝から深夜 (6:30～23:00) まで、土日祝日も対応。

どこでも 全国の約 47,000 店舗で取得できる。

コンビニ等
(約 47,000 店舗)



※1 一部店舗でのみご利用いただけます。
※2 千歳市内2店舗、増毛市内1店舗で営業時間内にご利用いただけます。

- ・ 現在、約 100 市区町村がサービスを導入しており、導入市区町村の人口は、約 2,000 万人です。
- ・ 平成 28 年度中に、導入市区町村は約 300 に増加し、約 6,000 万人が利用できることとなる予定です。
- ・ さらに、約 500 の市区町村が導入を予定しており、1 億人を超える人が利用できることとなる見込みです。

● 広がる使いみち「電子証明書」

- ・ 左の「メリット」のうち「電子証明書」を利用するメリットを受けるために、必要となります。
- ・ 「電子証明書」を利用できる場面は、これから拡大していく見込みです。
- ・ 「電子証明書」は、次の 2 種類です。

署名用の電子証明書

- ・ インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用します。
電子申請 (e-Tax 等)
民間オンライン取引 (オンラインバンキング等) の登録など
- ・ 「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を、証明することができます。

利用者証明用の電子証明書

- ・ インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用します。
行政のサイト (マイナンバーポータル等) へのログイン
民間のサイト (オンラインバンキング等) へのログイン
コンビニ交付サービスの利用 など
- ・ 「ログイン等した者が、利用者本人であること」を、証明することができます。

● 「セキュリティ」もしっかり「個人番号カード」

24 時間 365 日の コールセンターを設置



仮に紛失した場合、コールセンターに電話で連絡すれば、カードの一時停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。

券面



顔写真交付*のため悪用は困難

仮に紛失しても、拾得した第三者が、容易になりすましとはできません。

※ 顔写真照像防止対策も施しています。

各種対策により偽造は困難

文字をレーザーにより彫りこむとともに、複雑な彩紋/パターンを施す等により、券面の偽造を困難にしています。

IC チップ



必要最小限の情報のみ記録

「税関関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されません。

記録情報の盗取は困難



不正に情報を盗取しようとする各種手法に対し、自動的に記録情報を消去する機能など、対抗措置を施しています。

利用には暗証番号が必要



電子証明書ごと、アプリごとに、暗証番号が設定されています。仮に紛失しても、拾得した第三者は、暗証番号を知らないとなりすましできません。また、暗証番号は、入力を一定回数以上間違えるとロックされます。

セキュリティの国際標準の認証を取得



IC カードのセキュリティの国際標準である「ISO/IEC15408 認証」を取得しています。

さあ、申請しましょう

この部分です

郵便申請

黒のボールペンでいねいにハッキリと記入してください

おもと

個人番号カード交付申請書
※ 電子証明書発行申請書

申請者氏名 (氏名) 花子 子

申請日 2015年10月31日

申請者氏名 (印) 花子 子

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

生年月日 平成25年11月11日

性別 女

【代理文字情報】

電話番号 9277-654-3210

電子証明書の発行を希望する (希望しない場合は「希望しない」にチェックしてください)

※ 上記に入力されている情報は、平成25年10月31日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

うら

表裏の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行をお願いします。

申請日 2015年10月31日

申請者氏名 (氏名) 花子 子

※ 以下の電子証明書の記載については、同封の「電子証明書の記載事項」をご覧ください。

写真用電子証明書の発行を希望する (希望しない場合は「希望しない」にチェックしてください)

利用希望 (電子証明書の発行) 希望 (希望しない場合は「希望しない」にチェックしてください)

【注意】 電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

返信用封筒に入れて送ってください

完了!

① 「個人番号カード」と、これに搭載される「電子証明書」の申請が、一枚で行えます。

- ・「個人番号カード」とは
3、4ページをごらんください。
- ・「電子証明書」とは
4ページをごらんください。

② もし、記載されている氏名、住所等に誤りや引越などによる変更がある場合には

この申請書は使用できませんので、お住まいの市区町村にご連絡ください。
(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載しています。)

③ 「電話番号」を記入してください。

日中つながりやすい電話番号をご記入ください。
(この件に関してのお問い合わせに限り、活用させていただきます。)

④ (外国人住民の方のみ) もし、記載された内容がお持ちの在留カードの記載内容と異なる場合には

この申請書は使用できませんので、お住まいの市区町村にご連絡ください。
(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載しています。)

⑤ 点字が必要な方は、口を黒く塗りつぶしてください。

⑥ 「申請日」を記入してください。

⑦ 申請者本人が署名するか、記名押印してください。

⑧ 顔写真を添付してください。

・右の「顔写真のチェックポイント」をごらんください。

⑨ 電子証明書の発行を希望しない場合には、該当の電子証明書の口を黒く塗りつぶしてください。

- ・「電子証明書」とは
4ページをごらんください。

・ご注意

電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

⑩ 15才未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、「代理人記載欄」にご記入ください。

※ 住所地以外の居所にお住まいの被災者やDV被害者などの方は、居所の市区町村に来庁して申請を行うことにより、個人番号カードの交付を受けることができます。詳しくは、居所又は住所地の市区町村へお問い合わせください。

こんな申請方法も

スマートフォンから



① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。※1



② スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスして、メールアドレスを登録。



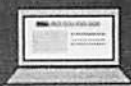
③ 登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。



④ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。



自宅のパソコンから



① デジタルカメラ等で顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。



② 申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。※2



③ 登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。



④ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。



まちなかの証明用写真機から※3



① 申請可能な証明用写真機に、交付申請書を持参の上、入る。



② タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。



③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。



④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影し、送信。



※1 あらかじめ撮影していなくても、④の場で撮影することもできます。

※2 申請用WEBサイトにアクセス後、そのURLが「<https://net.kojinbango-card.go.jp>」であることを確認することで、サイトが真正であることを確認してください。

※3 まちなかの証明用写真機は、利用の多い場所から順次対応していく予定であり、申請できるものとできないものがあります。詳細は公式サイト「[個人番号カード 申請](#)」[検索](#)でごらんください。

顔写真のチェックポイント



サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)
・ 最近6ヶ月以内に撮影
・ 正面、無帽、無背景のもの
・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



※ 個人番号カード交付の場で、カードに添付された顔写真と、ご本人との同一性を確認する必要がある場合には、顔認証システムを利用する場合があります。

いよいよ、受け取りに行きましょう

個人番号カード 受け取りの手順



① 平成28年1月以降、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が申請者のご自宅に届きます。



② 必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書(はがき)に記載された期限までに、記載された交付場所にご本人がお越し下さい。
※ 15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行して下さい。

③ 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただく、カードが受け取れます。
※ 暗証番号はお越しになる前にあらかじめ考えておいてください。

・マイナンバーを証明する等、大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続となります。ご理解・ご協力のもと、お願いいたします。
・不明な点がありましたら、以下のコールセンターまたはお住まいの市区町村(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載)にお問い合わせください。

- 必要な持ち物
- ☐ 交付通知書(はがき)
 - ☐ 通知カード
 - ☐ 本人確認書類
(15歳未満の者又は成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要な)
 - ☐ 代理権の確認書類
(15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人のみ)
 - ☐ 住民基本台帳カード
(お持ちの方のみ)

① 次のうち1点

住民基本台帳カード(写真付きに限る。)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

② ①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点

(例) 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

戸籍謄本その他の資格を証明する書類

(ただし、「本籍地が市区町村の区域内である場合」または「ご本人が15歳未満の者で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要)

- 暗証番号
- ① 「署名用の 暗証番号」の暗証番号
 - ② 「利用者証明用の 暗証番号」の暗証番号
 - ③ 「住民基本台帳事務用の 暗証番号」の暗証番号
 - ④ 「券面事項入力補助用の 暗証番号」の暗証番号

英数字6文字以上16文字以下で設定できます。
英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。

数字4桁です。

①②③は同じものとして設定できます。

※ 代理人がお越しになる場合

ご本人が病気、身体障害その他やむをえない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

- 代理人交付に必要な持ち物
- ☐ 交付通知書(はがき)
 - ☐ ご本人の本人確認書類
 - ☐ 代理人の本人確認書類
 - ☐ 代理権の確認書類
 - ☐ 通知カード
 - ☐ 住民基本台帳カード
(お持ちの方のみ)
 - ☐ ご本人の出頭が困難であることを証する書類

「必要な持ち物」の本人確認書類①を2点
または、「必要な持ち物」の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ
または、「必要な持ち物」の本人確認書類②を3点(うち写真付き1点以上)

「必要な持ち物」の本人確認書類①を2点
または、「必要な持ち物」の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ

法定代理人の場合：戸籍謄本その他の資格を証明する書類

(ただし、本籍地が市区町村の区域内である場合は不要)

その他の場合：委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を証明できる資料
(交付通知書(はがき)の「委任状」欄に記入することで足りる)

(例) 診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設に入所している事実を証する書類

【個人番号カード・通知カードの詳細はこちら】

公式サイト

個人番号カード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

お問合せ

個人番号カードコールセンター(全国共通ナビダイヤル)

0570-783-578

・平日8時30分～20時00分
(平成28年4月1日以降 平日8時30分～17時30分)
・土日祝9時30分～17時30分(平成28年3月31日まで)
・年末年始を除く。

※ 個人番号カードの一時利用停止については24時間365日受け付けます。
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250におかけください。
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。

外国語対応



Multilingual Info

・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
・ 如使用中文进行查询, 请拨打以下号码, 详情也可访问网站进行确认。
・ 如果您想使用中文咨询, 请拨打以下电话或联系网站, 网站提供多语言服务。
・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시고 상세한 사항은 홈페이지에서 확인하실 수 있습니다.
・ Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultados também na homepage.

Tel: 0570-064-738

7

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>